

いても速やかに避難を開始していただきます。

【避難指示】

避難勧告の基準にさらに土砂災害警戒情報を補足する情報が発表され、土砂災害の発生など、人的被害が発生する可能性が非常に高まっている状況の場合、発令します。対象は、避難中の方は確実に避難を完了していただくとともに、避難勧告発令にて避難していない方も直ちに避難していただきます。

以上が避難情報の発令基準、内容、町民の行動となります。

次に住民への周知については、先の台風10号による災害により、避難準備情報の意味がうまく伝わっていないことにより、岩手県岩泉町の高齢者グループホームで9名の入所者の方が亡くなられたことを受け、町としても、これら3種類の避難情報を町民の皆様へ理解をしていただく必要があると思います。9月16日配布の広報やおつ9月号の「シリーズ防災やおつ」のコーナーで、避難情報の種類と発令時の状況、町民の皆様を求める行動をお知らせしました。また、今月から町の一斉メール配信システムが新しくなり、「防災・安全」情報として、気象の各種注意報、警報もリアルタイムに配信できることになりました。今後も、避難情報の発令基準、内容、町民に求める行動などをお知らせ

していきたいと思っています。

次に避難所立ち上げについては、今年度の防災訓練は、職員による地震災害を想定した、災害対策本部設置訓練・職員非常参集訓練及び避難所開設・情報伝達訓練を行いました。各自治会へは、住民同士の連携による「自助」・「共助」という意識と防災力を高めてもらうための訓練を、自治会または自主防災組織において実施していただくようお願いしました。

防災リーダー認定者の避難訓練時の参加については、平成24年度から防災リーダーの養成講座を行っており、平成27年度末現在町の認定者は、92名で内日本防災士機構認定の「防災士」の方は、50名となっています。

議員ご指摘のように、いざという時には防災リーダーが中心となり避難所の運営等活躍していることとなるため、来年度以降、住民参加による避難所開設訓練を検討したいと思います。しかし、現在92名の防災士の内、半分の53名が町職員であり、地区によっては防災士がいない地区もあるため、今後各地区に均等に防災士が増えるよう、養成講座の受講のPRを積極的に進めて行きたいと考えています。

Q2 町所有の建築物の耐震化について

町所有建物の耐震化？

問 本年4月に発生した熊本地震では、多くの自治体において庁舎等、本来は避難所や災害対策の拠点となる建物が被災しその機能を果たせなかった。八百津町の公共施設は耐震化

の所有する建物すべてで耐震強度は保たれているのか疑問が残る。公共住宅、閉校になった小中学校や元教員住宅も含めその耐震強度はどうなのか伺う。

答 (青山総務課長)

本年4月に発生した熊本地震では、防災拠点となるべき市や町の庁舎が被災し、益城町、宇土市を始め5市町の庁舎が損壊し、災害対策本部の設置はもろろん、行政サービスも機能不全に陥り、住民の生活への影響は非常に大きなものとなっています。議員ご質問の中に「八百津町の公共施設は耐震化工事が済んでいると思うが、町の所有する建物すべてで耐震強度は保たれているのか疑問が残る」とのご指摘がありました。確かに、当町の役場本庁舎については、昭和40年に建設し、既に50年を経過していますが、平成18年に耐震補強工事を実施してい

ますし、学校教育施設や保健・福祉施設なども安全性を確保しています。しかし、町内の公共施設135施設のうち、約半数の68施設が築30年以上を経過し、耐震化などの施設の安全性や大規模改修などの老朽化対策について、課題がある施設であると捉えています。また、「閉校になった小中学校を住民に貸している」と言われる施設、いわゆる元潮南中学校、元福地中学校については、耐震性に問題のある施設ですが、元福地小学校については、安全性には問題がない施設です。公営住宅については、全管理戸数246戸のうち、約55%の135戸が耐震性があるということですが、残りの111戸につきましては耐震性がなく、これらの住宅は、順次政策空き家を実施しているところ

です。現在各担当課において、各施設の今後の方向性について検討しているところであり、今年度中には協議し、個別に方針を決定していく予定です。

問

国では、昭和56年以前の住宅について耐震強度が不足しているとして、耐震診断を行い、耐震補強工事を促している。現在、耐震診断は町が無料で実施するとともに、補強工事に対しても最大100万円程度の補助がある。平成20年のデータでは住宅の耐震化率は全国平均79%、岐阜県では71%となってい

る。国は平成32年度までに耐震化率を90%にする目標を立てている。そこで、八百津町の一般住宅の耐震化率と今後の施策、耐震診断や耐震補強工事の実施状況について伺う。

答 (藤掛建設課長)

住宅の耐震基準は、昭和56年6月の建築基準法によって変わりました。旧耐震基準では「震度5程度の地震に耐える住宅」との規定であったものが、新耐震基準では「震度6強の地震で倒れない住宅」との基準に変わりました。住宅の耐震化率は全住宅戸数に対して、昭和56年以降に建てられた新耐震基準の住宅の戸数と、昭和56年以前に建てられた旧耐震基準の住宅に耐震補強工事を施した戸数を合計した割合で表されます。平成20年の住宅耐震化率は、ご質問のとおり全国平均で79%、岐阜県が71%となっています。これに対して八百津町は49%となっており、岐阜県との差が22%と大きな違いがあります。岐阜県は耐震化率を「住宅土地統計調査」に基づき算出しています。算出方法は、県内の各市町村の代表的な住宅地の一定範囲をサンプルとして抽出し、そのサンプルの範囲内の耐震化率を調べ、これらのデータを基に岐阜県全体の耐震化率を算出しています。この結果、平成20年の岐阜県の耐震化率は71%となっています。

